

2020 年度「人材発掘」入試・
学部 3 年次生特別入試枠
法学既修者認定試験

民 法

(問 題)

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は 2～3 頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、問題番号を記入してください。受験番号は正確に間違いなく記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題 1 の解答は『解答用紙 (A)』を使用してください

*この問題は、①「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」、②「民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）」および、③「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）」によって改正された民法に基づいて出題していますが、①～③によって改正される前の民法（以下、改正前民法と表記します）に基づいて解答することも認めるものとします。また、改正前民法に基づく解答について、採点において不利益な取扱いをすることはありません。

問題 1 (75 点)

<事実>

1. Aは、Bから 1000 万円を借り受けたが、Aの知人Cは、Aの委託を受けてAの返還債務について連帯保証人となった。また、Aの叔父Dは、AのBに対する債務を担保するため、Dの所有する甲土地にBのために抵当権を設定し、その登記を行った。
2. Dは、Bのために抵当権を設定した後、Eから 1000 万円を借り受けるに当たり、その返還債務を担保するため、甲土地にEのために二番抵当権を設定し、その登記を行った。

以上の事実及び各設問に掲げられた事実を前提として、(設問 1) 及び (設問 2) に解答しなさい。
なお、(設問 1) と (設問 2) は相互に独立した問題である。

(設問 1) (35 点)

事実 1 及び 2 に加えて、以下の事実 3 及び 4 が生じたとする。

<事実>

3. Aの債務について、Bからの履行請求がないまま、消滅時効期間が満了した。その後、Bは時効完成の事実気づいたが、これをAに告げることなく、貸金返還請求をした。Aは、Bの請求を受けて、時効完成の事実を知らないまま債務の一部を弁済するとともに、残額債務（元本・利息等を合わせて 1000 万円）については 1 年の期限の猶予を求め、Bはこれを了承した。
4. Aが、Bから猶予された期限が到来しても残額債務を履行しなかったことから、Bは甲土地の抵当権を実行しようとした。

- (1) Dは、Aの債務について消滅時効を援用してBの抵当権の実行を阻止することができるか。
- (2) Eは、Aの債務について消滅時効を援用してBの抵当権の実行を阻止することができるか。

(設問 2) (40 点)

事実 1 及び 2 に加えて、以下の事実 5～8 が生じたとする。

<事実>

5. Bは消滅時効期間が満了する前にAに債務の履行請求をし、Aは債務の一部を弁済するとともに、残額債務（元本・利息等を合わせて 1000 万円）について 1 年の期限の猶予を求め、Bはこれを了承した。
6. Cは、Aが一部弁済をした事実を知らず、また、Bから保証債務の履行請求を受けていなかった。
7. その後、Aの債務の当初の履行期から起算して消滅時効の完成に要する期間が経過した。また、Cの保証債務についても消滅時効の完成に要する期間が経過した。
8. Aは、Bから猶予された期限が到来しても残額債務を履行していない。

- (1) BがCに対して連帯保証債務の履行を請求した場合、Cは消滅時効を援用して連帯保証債務の履行を拒絶することができるか。
- (2) BがDの設定した抵当権を実行しようとした場合、Dは消滅時効を援用して抵当権の実行を阻止することができるか。
- (3) (1) において、Cが、Bの履行請求に応じて 1000 万円をBに弁済した場合、CとA、CとD、及び、CとEの法律関係はどうか。

問題2の解答は『解答用紙(B)』を使用してください

*この問題は、①「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」、②「民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）」および、③「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）」によって改正された民法に基づいて出題していますが、①～③によって改正される前の民法（以下、改正前民法と表記します）に基づいて解答することも認めるものとします。また、改正前民法に基づく解答について、採点において不利益な取扱いをすることはありません。

問題2（75点）

Aは、2020年7月7日に死亡した。Aの相続人は妻Bと長男C、長女Dであった。Aの遺産は、AとBがAの生前に夫婦の住まいとして居住していた甲不動産（土地・建物）のみで他にめぼしい財産はなかった。B、C、Dは2020年10月7日に、以下の内容の遺産分割協議書を作成した。①Cは、Bとともに甲不動産中の建物に同居する。②Cは、Bを扶養しBの満足を得るような方法でその身の回りの世話をする。③CはA家のお墓など祭祀を承継し、法要を行う。④その代わりに、Cは甲不動産（土地・建物）を単独で取得する。

以上の事実及び各設問に掲げられた事実を前提として、（設問1）（設問2）（設問3）に解答しなさい。なお、（設問1）（設問2）（設問3）は、相互に独立した問題である。

（設問1）（15点）

BとDは、Aの死亡後に、Cから「Aが常々、長男であるCに、Bと同居して生きている間面倒を見る代わりに、お前が甲不動産（土地・建物）を相続するように言われてきた」との話を聞き、Cから説得されてやむなくCの提案通り上記の遺産分割協議の内容に応じたものであった。しかし、上記遺産分割協議が成立した後に、Aの自筆証書遺言が発見され、AがBに甲不動産（土地・建物）を相続させる旨の遺言内容であり、Cは生前にAから自筆証書遺言の内容や存在を知らされていた。このような自筆証書遺言があることを知っていれば、BとDは、上記遺産分割協議を承諾しなかったという事情がある場合に、BとDは、Cに対してどのような主張をすることができるか。

（設問2）（35点）

その後、CとBは同居したものの、折り合いが悪くなり、CはBの食事の支度もしなければ、一切の面倒もみなくなった。やむなく、DがBを引き取り面倒をみざるをえなくなった。この場合に、BとDは、Cに対してどのような主張をすることができるか。

（設問3）（25点）

上記遺産分割協議がBCD間で成立した後、甲不動産（土地・建物）についてCの単独での相続を原因とする所有権移転登記がなされないでいたところ、Bの債権者EがBを代位して甲不動産（土地・建物）につき法定相続分に従った登記をした上、Bの共有持分を差し押さえ、差押えの登記がされた。Cは、遺産分割によって取得した甲不動産の所有権をEに対して主張することができるか。

〔以下余白〕

